

## 就業規則の作成と変更

～その使命と責任～

### ■ 就業規則作成の使命と責任

就業規則の作成は労働基準法で定められているだけでなく、健全で近代的な労使関係を維持・発展させていくためには現行の各種労働関係法令等に準拠した内容を盛り込み、企業に活力と利益をもたらすことのできる就業規則を作成します。

又、その時々に関係する諸法令の改正、社会経済状況・労働力を取り巻く環境の変化等に敏速・的確に対処し、労働条件の見直しを行うことにより、現在及び将来に向けて経営リスクや不安の少ない安定健康経営志向を目指した内容ある就業規則を先見的に検討して作成し、改正する必要があります。

そして労使協力して作成・改正した就業規則を互いに遵守し、事業活動に不可欠な人材の確保・流失を防ぎ財務・営業活動と共に社会に対して継続事業としての社会的使命と責任を果たし続けていくことが重要です。

### ■ 労働基準法第 89 条による作成及び届出の義務

労働基準法第 89 条では常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、又は変更した場合には行政官庁に届出なければならないと定めています。

労働基準法では、絶対的記載事項（必ず定めておく事項）と相対的記載事項（定めをする場合には規定しておかなければならない事項）を 10 項目に分類し列記して規定しています。

その他、就業規則には「採用・人事」、「服務規律」、「懲戒解雇」など労務管理に関する重要事項を定める任意的記載事項があります。

## ii 就業規則の記載事項

¶ 絶対的記載事項・・・必ず記載すべき事項

- ① 始業・終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、交替就業の場合の就業時転換に関する事項・・・育児・介護休業は休暇を含む
- ② 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）・・・高年齢者継続雇用措置も含まれる

#### ¶ 相対的必要記載事項・・・規定する場合には必ず記載すべき事項

- ③の2 退職手当の定めをする場合においては、適用者の範囲、退職手当の決定計算及び支払の方法並びに退職手当の支払時期に関する事項
- ④ 臨時の賃金等、最低賃金額に関する事項
- ⑤ 食費、作業用品その他の負担等に関する事項
- ⑥ 安全及び衛生に関する事項
- ⑦ 職業訓練に関する事項
- ⑧ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑨ 表彰及び制裁(その種類及び程度)に関する事項
- ⑩ 前各号のほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合、これに関する事項・・・旅費に関する事項を含む

#### ¶ 任意的記載事項・・・労基法に拘束されない事項

次に、上記には触れられていない任意的な記載事項として次のようなものがある。むしろこれらの項目がいかに充実しているかが大切である。

- ① 服務規律・勤務規律・誠実勤務・守秘義務・指揮命令等に関する事項
- ② 人事異動に関する事項（配転・転勤・出向・派遣・転籍）
- ③ 施設管理、信用保持、秩序維持等に関する事項
- ④ 競業、副業の可否、禁止・退職後の競業制限等に関する事項
- ⑤ 職務上の発明発見の取扱いとその対価に関する事項
- ⑥ 職務区分、職制に関する事項
- ⑦ 相互協力関係、能率維持に関する事項
- ⑧ その他

#### ■ 労働契約の締結に伴う4つの服務義務

- ① 職務専念義務

- ② 使用者施設管理権に服する義務
- ③ 企業秩序順守義務
- ④ 私生活上の行為も規制の対象となる（国鉄中国支社事件 S49 最一小）

➤ 雇用・労働分野の助成金制度を活用する際には必ず就業規則の確認が求められます。

申請に合致した就業規則を整備しておく必要があります。



人手不足は限界に達しており特に飲食店がひどく運輸・倉庫・警備・建設と続いている。昼夜営業でいつも混雑していた街一番人気の高かった飲食店が、調理人を確保できなくなったとの理由の張り紙を出して8月末に閉店した。9月1日～9月末頃まで海外仕入れ・休暇のためお休みします、営業開始日については後日お知らせしますと掲示してお店を閉めている婦人用衣料品店も見かけた。日頃、結構繁盛していた店なのに営業時間を16時から20時までに短縮した中華料理店も目にした。人材不足はいたるところで企業活動に悪影響を及ぼしている。



アクセス ×10 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番

すぐ目の前（1階ミスト）

東武東上線 成増駅南口3分川越街道 三井住友銀行向かい正面

\_\_\_\_\_ 特定社会保険労務士事務所 \_\_\_\_\_ 小山労務管理事務所 \_\_\_\_\_

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

= 長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心 =